



より安全な生活が送れるように住宅改修を行う

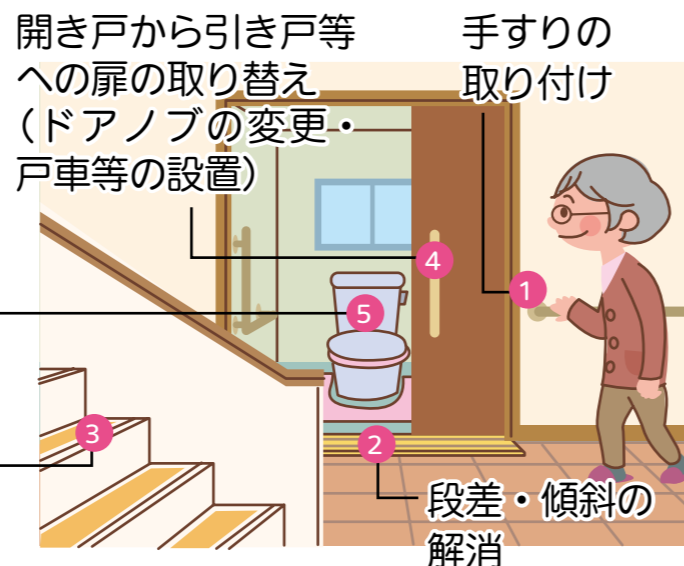
要介護 1~5 要支援 1~2 **居宅介護住宅改修** (介護予防住宅改修)

心身並びに家屋の状況から必要と認められた小規模な住宅改修を行った場合は、介護保険の給付対象となります。給付対象となる費用の上限額は、要介護度区分に関係なく20万円です。自己負担割合が1割の方が20万円の住宅改修を行った時の自己負担額は2万円です。(自己負担割合が2割の方は4万円、3割の方は6万円となります)

●工事を検討する際に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか介護保険課に相談しましょう。

和式便器から洋式便器への取り替え

滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更



◎介護保険の対象となる工事

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差・傾斜の解消
- ③ 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- ④ 開き戸から引き戸等への扉の取り替え (扉の撤去を含む)
- ⑤ 和式から洋式への便器の取り替え
- ⑥ その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

利用限度額 / 20万円まで (原則1回限り)

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

※本人や家族などが住宅改修を行ったときには、材料の購入費が対象となります。

費用の支払いについては次の方法があります。どちらも施工前と施工後に申請が必要です。

- ①償還払…利用者は、費用の全額を施工業者へ支払います。後から給付割合に応じた金額が長崎市より利用者へ支給されます。施工業者の選択に制限はありません。
- ②受領委任払…利用者は、費用のうち自己負担割合に応じた金額を施工業者へ支払います。後から給付割合に応じた金額が長崎市より事業者へ直接支払われます。施工業者はあらかじめ長崎市に登録している事業所から選択します。

申請方法

**施工前に必ず事前申請(償還払、受領委任払)を行い、確認を受けてください。**

事前申請の確認を受ける前に施工を行った場合は、住宅改修費の支給対象となりませんのでご注意ください。

\*申請書類等についての詳細は、介護保険課にお問い合わせください。



長崎市の住宅支援制度

長崎市には、介護保険の対象となる住宅改修のほか、よりよい住まいづくりを支援するさまざまな制度があります。

パンフレットの内容は、長崎市ホームページ「長崎市の住宅支援制度」をご覧ください。



住宅支援制度パンフレット ※デザイン・内容は変更する場合があります。



左記の二次元バーコードからアクセス又は「長崎市の住宅支援制度」で検索

しくみと加入者  
サービス利用の手順  
サービスの種類と費用  
費用の支払い  
地域支援事業  
在宅生活支援事業  
介護保険料